

認定事例

(災害補償課)

建物火災に出動し、火災現場でホース展張等の活動を行っていたところ、脳疾患を発症した事案（公務上）

- 1 災害を受けた者** A県B市 消防団員
(副分団長) 47歳
- 2 職 業** 自営業 (酒店経営)
- 3 災害発生日** 平成17年12月9日 (金)
22時17分頃
- 4 傷 病 名** 脳幹部出血 (療養)
- 5 災害発生状況**

災害発生当日、本人は、終日、経営する酒店の業務を行った後、19時から小学校のPTAの会議などに参加し、終了後、自家用車で自宅へ向かう途中 (21時48分頃)、携帯メールにより住宅火災発生を覚知し、消防団車庫へ直行する。

21時51分に同車庫に到着し、防火衣 (4.5kg) を着用して出動態勢を整え、他の3名の団員とともに消防ポンプ車に同乗し、自ら運転して現場へ向かい、22時に火災現場へ到着する。

本人はメンバーの責任者の立場にあったことから、他団員に消火栓の確保と交通整理を指示し、自らは他の2名とともに、先着していたポンプ車両からホースカー (約150kg) を降ろしてから3人で牽引して (本人は後ろで押していた。) 150メートル先の火点までホースを展張した。展張後、分水器をセットし筒先が放水体制に入ったことを確認してから、ポンプ車まで150メートルを駆け足で戻り「放水始め」の

伝令を行い、続いてポンプ車の放水圧力調整の操作を行った。

その後、間もなくして、気分の悪さと寒気を訴えて、所属分団のポンプ車に戻り、暖をとって待機している間に意識がなくなり、消防無線で救急車が呼ばれ、医療機関に搬送された。

【説明】

脳疾患については、脳挫傷等の外傷に因る場合を別として、医学経験則上、高血圧症などの素因を下地にして発症する高素因性のものであり、公務上外の判断に当たっては、素因等による身体的状態、公務活動及び日常生活 (私生活) 行動における負荷 (身体的・精神的ストレス) の程度を踏まえ、公務活動が相対的に発症の有力原因であったか否か (相当因果関係の有無) を判断することとなります。

本件の「脳幹部出血」について、本人の発症前の身体的状態、日常生活 (仕事等) 及び公務活動における負荷の存在・程度についてみますと、まず、本人の発症前の身体的状態については、治療担当医の診断書では、本人は高血圧の状態であったことが認められるが、当該状態は内服薬 (降圧薬) の服用により、日常生活においては良好にコントロールされている状態にあったとしています。

また、日常生活（仕事等）及び公務活動における負荷の存在・程度についてみますと、日常生活については、本人は酒店を営んでいるが、発症日及び発症日前における業務状況をみると、特に極端な営業時間の延長もなく、業務内容も通常のそれと変わらないものであり、特に過重であった状況はみられず、また、発症当日は、営業終了後にPTA関連の会議に出席しているが、特に強度のストレスを生じせしめる状況はみられません。

次に公務活動についてですが、発症前の一連の公務活動状況をみますと、本人は、自家用車での帰宅途上に携帯メールで火災を覚知後、急転、分団車庫に駆け付け、一連の消火活動へと進行しているわけであるが、現場到着後の活動をみると、本人は、他の二人と消防車両からホースカー（約150kg）を降ろし、同ホースカーの移動（本人は後ろを押す）を約150メートル行い、直後に150メートルを駆け足でポンプ車まで戻り、ポンプ車両の放水圧力調整を行うなど、運動量の面からも相当なものがあり、これらを短時間に休みなく行っており、かつ、これらの行動が低気温下（4度c）、重さ4.5kgの防火衣着用のうえで行われていることも併せ考えると、身体面では相当の負荷があったものと考えられます。

さらに、火災現場特有の危険域の中で、迅速性が求められる状況にあったことや本人が他団員への行動指示、役割調整など行う現場責任者の立場にあったことなどから精神面でも相当の緊張があったことが考えられ、以上から、当日の発症前の消火活動には、相当に強度な身体的・精神的負荷があったものと認められます。

また、医学的知見によれば、本人は高血圧症の素因は有していたものの、内服薬の服用により日常生活ではコントロールされており、今回の発症は、コントロール下状態にはあったが、寒冷下、火災現場という異様な環境下における一連の消火活動が急激に血圧上昇をおこし、本人の身体的状態を増悪させ発症したものと考えるのが妥当としています。

以上を総合し検討した結果、本人には高血圧症の素因はあったが、当該状態は降圧薬の服用により良好にコントロールされており、当該コントロール下状態にあった身体的状態が、低気温下、火災現場という異状環境での公務活動に伴う身体的・精神的過重負荷が相対的有効原因となって急激に増悪し発症したものであり、公務と疾病発症との間における相当因果関係が認められることから公務上の災害と判断されました。